

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		生活衛生課		○ 関係の指定の更新 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載）	
○ 岡山県職員の職務発明等に関する規程の一部改正 【訓令】 （県例規集登載）		財産活用課		○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催 ○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催	
○ 岡山県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部改正 【告示】 （県例規集登載）		経営支援課		○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催	
○ 介護医療院の開設許可 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 ○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 ○ 救急病院等の認定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		指導監査室 医療推進課 健康推進課 障害福祉課 〃		海区漁業調整委員会 〃	
育成医療及び更生医療を担当する医療機関		〃		〃	
				担当課（室）	
				道路整備課 〃 会計課 選挙管理委員会	

◎岡山県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「定めるもの」を「規定する書類」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第九条中「第八号」を「第七号」に改める。

様式第八号中「6箇月以内に」を「6月以内に脱帽して正面から」に、「正面、上半身、脱着の手札形」を「縦4.5cm×横3.5cm」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員の職務発明等に関する規程（昭和六十一年岡山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

「2 発明の内容（出願番号又は特許番号）

様式第三号中

を「2 承継の決定の通

3 出願番号又は特許番号

」

知の日及び通知番号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五十四号

岡山県大規模小売店舗立地審査会設置要綱（平成十二年岡山県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（回議）

第六条 審議会の会議が定足数に達せず、再度会議を招集するいとまがないときその他会長が必要と認めるときは、委員の全員に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

2 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを審査会に報告しなければならない。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

◎岡山県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

大杉病院介護医療院

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二八番地一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慶真会

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二四番地

三 許可年月日

令和二年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇九〇〇〇一六

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふくろうヘルプなぎ

2 所在地

岡山県勝田郡奈義町豊沢二九七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社永心

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町平八六五番地

三 指定年月日

令和二年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六二〇

五 サービスの種類

訪問介護

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

◎岡山県告示第五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

大杉病院介護医療院

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慶真会

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二四番地

三 指定年月日

令和二年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇九〇〇〇一六

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

◎岡山県告示第五十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人慶真会 大杉病院

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二四番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慶真会

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二四番地

三 辞退年月日

令和二年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一〇九一〇一九九

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第五十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山大学病院

2 所在地

岡山市北区鹿田町二―五―一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山労災病院

2 所在地

岡山市南区築港緑町一―一〇―二五

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山市立市民病院

2 所在地

岡山市北区北長瀬表町三―二〇―一

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山済生会総合病院

2 所在地

岡山市北区国体町二―二五

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

川崎医科大学総合医療センター

2 所在地

岡山市北区中山下二―六一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

心臓病センター榊原病院

2 所在地

岡山市北区中井町二―五一

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

光生病院

2 所在地

岡山市北区厚生町三―八―三五

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院岡山協立病院

2 所在地

岡山市中区赤坂本町八―一〇

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山西大寺病院

2 所在地

岡山市東区金岡東町一―一―七〇

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
佐藤病院
2 所在地
岡山市南区築港栄町二―一三
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
竜操整形外科病院
2 所在地
岡山市中区藤原二―一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
岡山旭東病院
2 所在地
岡山市中区倉田五六七―一

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山赤十字病院

2 所在地

岡山市北区青江二―一―一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院

2 所在地

岡山市北区建部町福渡一〇〇〇

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

玉野三井病院

2 所在地

玉野市玉三―二―一

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

赤磐医師会病院

2 所在地

赤磐市下市一八七―一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

備前市国民健康保険市立備前病院

2 所在地

備前市伊部二二四五

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
北川病院
2 所在地
和気郡和気町和気二七七
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
倉敷中央病院
2 所在地
倉敷市美和一―一―一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
倉敷第一病院
2 所在地
倉敷市老松町五―三―一〇

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷成人病センター

2 所在地

倉敷市白楽町二五〇

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

しげい病院

2 所在地

倉敷市幸町二一三〇

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

水島中央病院

2 所在地

倉敷市水島青葉町四一五

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

水島第一病院

2 所在地

倉敷市神田二―三―三三

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷記念病院

2 所在地

倉敷市中島八三一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

玉島中央病院

2 所在地

倉敷市玉島阿賀崎二―一―一

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷市立市民病院

2 所在地

倉敷市児島駅前二―三九

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

川崎医科大学附属病院

2 所在地

倉敷市松島五七七

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

プライムホスピタル玉島

2 所在地

倉敷市玉島七五〇―一

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
倉敷スイートホスピタル
2 所在地
倉敷市中庄三五四二―一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
玉島協同病院
2 所在地
倉敷市玉島柏島五二〇九―一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
児島中央病院
2 所在地
倉敷市児島小川町三六八五

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院水島協同病院

2 所在地

倉敷市水島南春日町一―一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

松田病院

2 所在地

倉敷市鶴形一―三一―一〇

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

藤沢脳神経外科病院

2 所在地

倉敷市玉島勇崎五八七

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
まび記念病院
2 所在地
倉敷市真備町川辺二〇〇〇一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
森下病院
2 所在地
総社市駅前一―六―一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
薬師寺慈恵病院
2 所在地
総社市総社一―一七―二五

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
金光病院
2 所在地
浅口市金光町占見新田七四〇
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
笠岡市立市民病院
2 所在地
笠岡市笠岡五六二八一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
笠岡第一病院
2 所在地
笠岡市横島一九四五

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

笠岡中央病院

2 所在地

笠岡市笠岡五一〇二―一四

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

井原市立井原市民病院

2 所在地

井原市井原町一一八六

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

小田病院

2 所在地

井原市井原町五八二

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

菅病院

2 所在地

井原市井原町一二四

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

矢掛町国民健康保険病院

2 所在地

小田郡矢掛町矢掛二六九五

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

高梁中央病院

2 所在地

高梁市南町五三

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

大杉病院

2 所在地

高梁市柿木町二四

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

高梁市国民健康保険成羽病院

2 所在地

高梁市成羽町下原三〇一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

勝山病院

2 所在地

真庭市本郷一八一九

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
近藤病院
2 所在地
真庭市勝山一〇七〇
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
総合病院落合病院
2 所在地
真庭市落合垂水二五一
二 認定年月日
令和二年二月一日
三 認定の有効期限
令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地
1 名称
金田病院
2 所在地
真庭市西原六三

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

中山病院

2 所在地

真庭市久世二五〇八

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

芳野病院

2 所在地

苫田郡鏡野町吉原三一二

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

鏡野町国民健康保険病院

2 所在地

苫田郡鏡野町寺元三六五

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

田尻病院

2 所在地

美作市明見五五〇―一

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

一 診療所の名称及び所在地

1 名称

岩藤胃腸科外科歯科クリニック

2 所在地

岡山市東区瀬戸町沖三四三

二 認定年月日

令和二年二月一日

三 認定の有効期限

令和五年一月三十一日

◎岡山県告示第六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

あおば薬局

津山市宮尾二八五―二一

令和二年二月一日

ウエルシア薬局新見高尾店

新見市高尾七八九―一

令和二年二月一日

◎岡山県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

株式会社ダテ薬局日比店

玉野市羽根崎町五―三

調剤

令和二年二月一日

◎岡山県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

井原医師会訪問看護ステーション

井原市井原町一八一―五

訪問看護（腎臓）

令和二年二月一日

津山口薬局

津山市津山口五七―四

調剤

令和二年二月一日

◎岡山県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市草間字ソリケ市八〇一六番一地先から 新見市草間字長仁子八〇九四番一地先まで	新	一〇・四ㄱ 二九・二	二九五・〇
新見市草間字ソリケ市八〇一六番一地先から 新見市草間字長仁子八〇九四番一地先まで	旧	五・八ㄱ 二二・二	三〇六・〇

◎岡山県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市草間字ソリケ市八〇一六番一地从先から新見市草間字長仁子八〇九四番一地先まで	令和二年二月四日

◎岡山県告示第六十五号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和二年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。	令和二年二月四日	岡山県知事 伊原木 隆 太	岡山県収入証紙売りさばき人	所在地	名称及び代表者の氏名
				岡山市北区山下二丁目四番六号	地方職員共済組合岡山県支部 支部長 伊原木 隆太

◎岡山県選管告示第六号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年一月二十九日から適用する。

令和二年二月四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中

介護老人保健施設恵風苑

一 岡山市中区今谷七七〇―

を

介護老人保健施設葵の園

岡山市北区建部町福渡四

・岡山福渡

〇八一―

介護老人保健施設恵風苑

岡山市中区今谷七七〇―

一

に改める。

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第六十回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年二月四日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

一日時

令和二年二月十二日（水）

午後二時から

二 場所

兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目十番五号

神戸市教育会館 四〇四号室

TEL（〇七八）二二二―四一一

三 議題

第一号議案 令和二年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

令和2年2月4日 岡山県公報 第12165号

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十九回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年二月四日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 濱 本 俊 策

一 日時

令和二年二月十四日（金）

午後三時から

二 場所

香川県高松市サンポート一番一号

高松港旅客ターミナルビル七階会議室

TEL（〇八七）八五一―三四四二

三 議題

第一号議案 令和二年度における各種漁業の入会調整について